

## 高額療養費の自己負担限度額が変わりました

同じ人が同じ月内（暦で1日～末日まで）に、同じ医療機関で支払った自己負担金が限度額を超えたとき、申請により認められるとその超えた分があとで高額療養費として支給されます。

### 改正のポイント

所得の高い方の自己負担限度額が引き上げられました。また、医療を多く受けている方はかかった医療費に応じて加算されます。

### ●自己負担限度額

平成12年12月31日まで

住民税 非課税世帯	35,400円
一般	63,600円



平成13年1月1日から

住民税 非課税世帯	35,400円
一般	63,600円 医療費が318,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算
上位所得者 <sup>※</sup>	121,800円 医療費が609,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算

### ●4回目以降の自己負担限度額

過去12ヶ月以内に、同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けたとき、4回目以降は下記の金額を超えた分が支給されます。

平成12年12月31日まで

住民税 非課税世帯	24,600円
一般	37,200円



平成13年1月1日から

住民税 非課税世帯	24,600円
一般	37,200円
上位所得者 <sup>※</sup>	70,800円

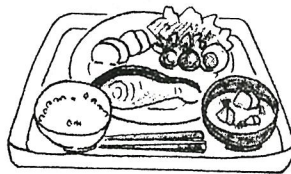
※上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯にあたります。

## 入院時の食事代の自己負担額が変わりました

入院したときの食事代は、他の医療費とは別に定額（標準負担額）を自己負担します。

### 改正のポイント

一般の方の自己負担額が変更になりました。



平成12年12月31日まで

一般	1日当たり 760円	
住民税等 非課税 <sup>※</sup>	90日までの入院	1日当たり 650円
	過去12ヶ月の入院日数が90日を超える入院	1日当たり 500円
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方	1日当たり 300円	



平成13年1月1日から

一般	1日当たり 780円	
住民税等 非課税 <sup>※</sup>	90日までの入院	1日当たり 650円
	過去12ヶ月の入院日数が90日を超える入院	1日当たり 500円
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方	1日当たり 300円	

※に該当する方は「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、担当窓口で申請してください。

## 海外で治療を受けた場合も国保が使えます（海外療養費の創設）

海外渡航中病気やけがの治療についても、国保の保険給付の対象となります。いったん医療費の全額を海外の医療機関などに支払い、帰国後に申請して認められると、国内における保険診療分に相当する額があとから支給されます。

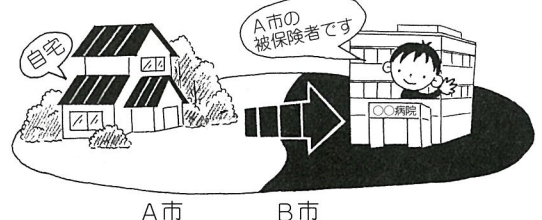


### 申請に必要な書類

●申請書 ●診療の内容などがわかる医師の診療内容明細書と領収明細書など（外国語で作成されている場合は日本語の翻訳文が必要です）

## 長期入院のために住所を移す場合は、移す前の住所の被保険者となります（住所地特例の拡大）

長期に入院のために、住所地を入院先の医療機関に移す場合があります。これまでは特定の疾病などに限り、移す前の住所のある市区町村の被保険者となっていました。あらゆる長期入院が対象となりました。



A市 B市